

議案第91号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月12日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市手数料条例（平成17年南あわじ市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部戸籍の謄抄本又は記録事項証明手数料の項手数料の額の欄中「個人番号カード」の次に「又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」を加える。

第2条 南あわじ市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表戸籍の部戸籍の謄抄本又は記録事項証明手数料の項中「記録事項」を「戸籍」に改め、同部除籍の謄抄本又は記録事項証明手数料の項中「記録事項」を「除籍」に改める。

別表戸籍の部除籍の記載事項証明手数料の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供	1件につき	400円
---	-------	------

<p>用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</p>		
<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法に</p>	<p>1 件につき</p>	<p>700 円</p>

<p>より行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍謄抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>		
---	--	--

別表戸籍の部届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料の項中「・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項」を「若しくは申請の受理の証明手数料、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明手数料又は届書等情報の内容」に改め、同部届け書その他の書類の閲覧手数料の項中「届け書その他の書類」を「届書その他市町村長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したもの」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年3月1日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄抄本又は記録事項証明手数料	1通につき	450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カードを使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。）によるものにあつては、350円）	戸籍	戸籍の謄抄本又は記録事項証明手数料	1通につき	450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カード又は <u>電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が</u>	

	除籍の謄抄本又は記録事項証明手数料～届け書その他の書類の閲覧手数料 略		
住民基本台帳～その他 略			
注1～7 略			

			組み込まれたものに限る。)を使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。)によるものにあつては、350円)
	除籍の謄抄本又は記録事項証明手数料～届け書その他の書類の閲覧手数料 略		
住民基本台帳～その他 略			
注1～7 略			

南あわじ市手数料条例新旧対照表（第2条関係）

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
区分	手数料の種類	単位	手数料の額	区分	手数料の種類	単位	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄抄本又は <u>記録事項</u> 証明手数料	1通につき	450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が	戸籍	戸籍の謄抄本又は <u>戸籍</u> 証明手数料	1通につき	450円（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機であって、個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が	

		組み込まれたものに限る。)を使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。)によるものにあつては、350円)
除籍の謄抄本又は記録事項証明手数料	1通につき	750円
戸籍の記載事項証明手数料・除籍の記載事項証明手数料 略		

		組み込まれたものに限る。)を使用することにより自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。)によるものにあつては、350円)
除籍の謄抄本又は除籍証明手数料	1通につき	750円
戸籍の記載事項証明手数料・除籍の記載事項証明手数料 略		
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍	1件につき	400円

				<p>電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍謄抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）手数料</p>		
				<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活</p>	<p>1件につき</p>	<p>700円</p>

用した行政の推進等
に関する法律第7条
第1項の規定により
同法第6条第1項に
規定する電子情報処
理組織を使用する方
法により除籍電子証
明書提供用識別符号
の発行を行う場合
(当該発行に係る除
籍電子証明書の請求
が同項の規定により
同項に規定する電子
情報処理組織を使用
する方法により行わ
れた場合に限る。)
における当該発行及
び除籍電子証明書提
供用識別符号の発行
に係る除籍電子証明
書の請求を行う者が
同時に当該除籍電子
証明書が証明する事
項と同一の事項を証
明する除籍謄抄本又

届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明手数料	1通につき	350円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料 略		
届け書その他の書類の閲覧手数料	1件につき	350円
住民基本台帳～その他 略		

注1～7 略

は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 手数料		
届出若しくは申請の受理の証明手数料、届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明手数料又は届書等情報の内容の証明手数料	1通につき	350円
上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料 略		
届書その他市町村長の受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき	350円
住民基本台帳～その他 略		

注1～7 略